

第1号議案 西三河都市計画区域区分の変更について

内容及び関連する事項		理 由					
(第1号議案) 西三河都市計画区域区分の変更 ○駁馬瀬戸地区(西尾市)		西尾市駁馬瀬戸地区については、愛知県企業庁による開発事業が現に着手され、地区計画による計画的な市街地整備が確実なため、市街化区域に編入するものである。					
[参 考]							
・ 市街化区域面積表							
市町村名	変更前 市街化 区域面積 (ha)	変更後 市街化 区域面積 (ha)	増減		地区数		変更箇所の内訳 地区名 <変更面積>
			面積 (ha)		編入 (箇所)	除外 (箇所)	
西尾市	約2,834	約2,886	約52		1	—	駁馬瀬戸地区 <51.7ha>
・ 西三河都市計画用途地域の変更(西尾市決定)							
	種類	容積率	建蔽率				
変更前	—	—	—				
変更後	工業地域	200%	60%				

第2号議案 尾張都市計画道路の変更について

内容及び関連する事項		理 由																														
<p>(第2号議案) 尾張都市計画道路の変更</p> <p>◎一部区間の廃止(県決定)</p> <p style="text-align: right;">全3路線</p> <p>○3・4・41号名古屋犬山線(犬山市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部区間の廃止 <p>廃止延長 約1,970m</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>3・4・41 名古屋 犬山線</td> <td>3・4・41 名古屋 犬山線</td> <td>3・4・112 丸山 五郎丸線</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約18,540m</td> <td>約14,070m</td> <td>約2,500m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・4・58号犬山大橋線(犬山市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部区間の廃止 <p>廃止延長 約450m</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>犬山大橋線</td> <td>犬山五郎丸線</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約3,510m</td> <td>約3,060m</td> </tr> </tbody> </table> <p>○3・5・97号松河戸線(春日井市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部区間の廃止 <p>廃止延長 約1,830m</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>3・5・97 松河戸線</td> <td>3・4・97 松河戸線</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約2,060m</td> <td>約230m</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後		名称	3・4・41 名古屋 犬山線	3・4・41 名古屋 犬山線	3・4・112 丸山 五郎丸線	延長	約18,540m	約14,070m	約2,500m		変更前	変更後	名称	犬山大橋線	犬山五郎丸線	延長	約3,510m	約3,060m		変更前	変更後	名称	3・5・97 松河戸線	3・4・97 松河戸線	延長	約2,060m	約230m	<p>都市計画決定当時から社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性等を検証した結果、3・4・41号名古屋犬山線、3・4・58号犬山大橋線及び3・5・97号松河戸線の一部区間を廃止する。</p> <p>上述の変更、3・5・227号玉野線の全線廃止(春日井市決定)及び3・5・352号川端線の一部区間の廃止(犬山市決定)に伴い、3・2・3号国道19号線ほか7路線の名称、位置、区域及び構造を変更するものである。</p>
	変更前	変更後																														
名称	3・4・41 名古屋 犬山線	3・4・41 名古屋 犬山線	3・4・112 丸山 五郎丸線																													
延長	約18,540m	約14,070m	約2,500m																													
	変更前	変更後																														
名称	犬山大橋線	犬山五郎丸線																														
延長	約3,510m	約3,060m																														
	変更前	変更後																														
名称	3・5・97 松河戸線	3・4・97 松河戸線																														
延長	約2,060m	約230m																														

◎名称、位置、区域及び構造の変更（県決定）

全8路線

○3・2・3号国道19号線（春日井市）

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	16箇所	15箇所

○3・4・18号犬山富士線（犬山市）

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	7箇所	6箇所

○3・4・41号名古屋犬山線（犬山市）

- ・ 位置(起終点)の変更

○3・3・44号成田富士入鹿線（犬山市）

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	8箇所	7箇所

○3・4・58号犬山五郎丸線（犬山市）

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点)の変更

	変更前	変更後
名称	犬山大橋線	犬山五郎丸線

○3・4・92号外之原線（春日井市）

- ・ 幹線街路との交差箇所数の変更
1箇所減

	変更前	変更後
交差箇所数	3箇所	2箇所

○3・4・97号松河戸線(春日井市)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点)の変更
- ・ 代表幅員の変更

	変更前	変更後
名称	3・5・97	3・4・97
代表幅員	12m	17m

○3・4・112号丸山五郎丸線(犬山市)

- ・ 名称変更
- ・ 位置(起終点)の変更

	変更前	変更後
名称	3・4・41	3・4・112
	名古屋犬山線	丸山五郎丸線

【参考】

- ・尾張都市計画道路の変更(市決定)

○3・5・227号玉野線(春日井市)

- ・ 路線の廃止
廃止延長 約1,210m

○3・5・352号川端線(犬山市)

- ・ 一部区間の廃止
廃止延長 約1,950m

第3号議案 半田市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由
<p>(第3号議案)</p> <p>1 申請者 住 所 半田市日東町1番地の6 氏 名 豊田メタル株式会社 代表取締役 松本 忠</p> <p>2 名 称 豊田メタル株式会社</p> <p>3 位 置 半田市日東町1番2 他5筆</p> <p>4 敷地面積 83,458.20 m²</p> <p>5 参 考 (1)処理施設 廃プラスチック類(産廃) 602.9 t/日 ごみ処理施設(一般廃) 2,196.1 t/日</p>	<p>申請者は、平成4年に産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類の破碎施設の処理能力306t/日及び一般廃棄物処理施設のごみ処理施設の処理能力(破碎)323t/日)に係る建築基準法第51条ただし書の規定による許可を受け、当該申請地において中間処理を行っている。</p> <p>このたび、廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、処理能力の変更を計画したところ、変更後の処理能力が基準及び当初許可を受けた処理能力の1.5倍を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>

(2) 建築物

建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積	
既 設	大型シュレッ ター棟1	鉄骨造 平家建	494.57 m ²	491.57 m ²
	大型シュレッ ター棟2	RC 造 3階建	329.09 m ²	356.09 m ²
	ダスト類 リサイクル棟	鉄骨造 平家建	2,360.10 m ²	2,360.10 m ²
	小型シュレッ ター棟1	鉄骨造 平家建	1,153.40 m ²	880.00 m ²
	小型シュレッ ター棟2	鉄骨造 平家建	1,715.14 m ²	1,715.14 m ²
	その他		7,723.01 m ²	8,943.95 m ²
合 計		13,775.31 m ²	14,746.85 m ²	

第4号議案 武豊町における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由												
<p>(第4号議案)</p> <p>1 申請者 住所 知多郡武豊町字向陽三丁目1番地 氏名 株式会社エイゼン 代表取締役 永田 喜裕</p> <p>2 名称 北山リサイクルセンター</p> <p>3 位置 知多郡武豊町字二ツ峯 361 番 他 3 筆</p> <p>4 敷地面積 6,216.35 m²</p> <p>5 参 考 (1) 処理施設 刈草、剪定枝の破砕 (一般廃) 31.26t/日 木くずの破砕 (産廃) 51.22t/日</p> <p>(2) 建築物</p> <table border="1" data-bbox="248 1435 935 1709"> <thead> <tr> <th>建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破砕処理棟</td> <td>鉄骨造 2階建</td> <td>1,837.50 m²</td> <td>1,770.29 m²</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>1,837.50 m²</td> <td>1,770.29 m²</td> </tr> </tbody> </table>	建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積	破砕処理棟	鉄骨造 2階建	1,837.50 m ²	1,770.29 m ²	合 計		1,837.50 m ²	1,770.29 m ²	<p>申請者は、平成10年より、別の敷地において、主に一般廃棄物である刈草および剪定枝と産業廃棄物である木くずの処分を行っている。</p> <p>このたび、廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、廃棄物処理する施設を新たに計画したところ、市街化調整区域における木くずの破砕施設の処理能力が5t/日の基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積										
破砕処理棟	鉄骨造 2階建	1,837.50 m ²	1,770.29 m ²										
合 計		1,837.50 m ²	1,770.29 m ²										

第5号議案 岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由																
<p>(第5号議案)</p> <p>1 申請者 住所 愛知県岡崎市矢作町字猫田 10 番地 1 氏名 株式会社リングス 代表取締役 白井 健一</p> <p>2 名 称 アルクス中間処理施設</p> <p>3 位 置 岡崎市下青野町字太田川原 30 番 1</p> <p>4 敷地面積 1,298.03 m²</p> <p>5 参 考 (1) 処理施設 汚泥の脱水 50 m³/日</p> <p>(2) 建築物</p> <table border="1" data-bbox="248 1249 935 1644"> <thead> <tr> <th>建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間処理施設 (新 設)</td> <td>鉄骨造 2階建</td> <td>352.21 m²</td> <td>459.06 m²</td> </tr> <tr> <td>事務所 (新 設)</td> <td>木造 2階建</td> <td>37.27 m²</td> <td>74.54 m²</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>389.48 m²</td> <td>533.60 m²</td> </tr> </tbody> </table>	建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積	中間処理施設 (新 設)	鉄骨造 2階建	352.21 m ²	459.06 m ²	事務所 (新 設)	木造 2階建	37.27 m ²	74.54 m ²	合 計		389.48 m ²	533.60 m ²	<p>申請者は、令和2年に岡崎市内で産業廃棄物処分業および産業廃棄物収集運搬業を行う会社を設立している。</p> <p>このたび、廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、申請地に汚泥脱水施設および廃油油水分離施設を計画しており、新たに行う汚泥の脱水処理能力が工業専用地域における30 m³/日の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書き許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積														
中間処理施設 (新 設)	鉄骨造 2階建	352.21 m ²	459.06 m ²														
事務所 (新 設)	木造 2階建	37.27 m ²	74.54 m ²														
合 計		389.48 m ²	533.60 m ²														

第6号議案 岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項	理 由												
<p>(第6号議案)</p> <p>1 申請者 住所 愛知県岡崎市大平町字南田下潰 28 番地1 氏名 有限会社矢田石材店 取締役 矢田 敏起</p> <p>2 名 称 矢田石材店破碎処理施設</p> <p>3 位 置 岡崎市檜山町字野中2番3 他8筆</p> <p>4 敷地面積 1,943.63 ㎡</p> <p>5 参 考 (1)処理施設 がれき類の破碎 320 t/日</p> <p>(2)建築物</p> <table border="1" data-bbox="240 1249 925 1525"> <thead> <tr> <th>建 物</th> <th>構 造 階 数</th> <th>建築面積</th> <th>延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所 (新 設)</td> <td>鉄骨造 平屋建</td> <td>12.58 ㎡</td> <td>12.58 ㎡</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>12.58 ㎡</td> <td>12.58 ㎡</td> </tr> </tbody> </table>	建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積	事務所 (新 設)	鉄骨造 平屋建	12.58 ㎡	12.58 ㎡	合 計		12.58 ㎡	12.58 ㎡	<p>申請者は、岡崎市内で石材店を営んでおり、墓石の製造・販売・既存墓石の解体処理を行っている。</p> <p>このたび、廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、市街化調整区域におけるがれき類の破碎施設の処理能力が5t/日の基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となったものである。</p> <p>なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画である。</p>
建 物	構 造 階 数	建築面積	延べ面積										
事務所 (新 設)	鉄骨造 平屋建	12.58 ㎡	12.58 ㎡										
合 計		12.58 ㎡	12.58 ㎡										